

学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

（目的）

第1条 この規程は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び文部科学省所轄事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年度文科高第845号通知。以下「対応指針」という。）に基づき、学校法人金井学園（以下「学園」という。）及び学園が設置する学校の業務における障害を理由とする差別の解消の推進に関し必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 学園は、法及び対応指針にのっとり、学園における障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進するとともに、障害者が障害者でない者と等しく、学園における教育、研究その他活動に参加できるよう、その機会の確保に努めるものとする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。））その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、学園における教育、研究及びその他学園が行う活動（以下「教育研究等」という。）全般において、参加する者すべてとする。ただし、教職員等は含まないものとする。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行及び観念その他すべてのものをいう。
- 3 教職員等 学園の役員及び教育職員、技術職員、事務職員（専任、特任、嘱託、非常勤、臨時すべてを含む。）をいう。
- 4 学生等 福井工業大学に在籍する学部学生、大学院学生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生、福井工業大学附属福井高等学校及び福井工業大学附属福井中学校に在籍する生徒をいう。

（不当な差別的取り扱いの禁止）

第4条 教職員等は学園の業務を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員等は、前項にあたり、対応指針（別紙1）に留意するものとする。
- 3 教職員等は、第1項の不当な差別的取り扱いに該当するか否かについては、事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益、学園の業務の目的及び内容等を考慮し、総合的に判断するものとする。

（合理的配慮の提供）

第5条 教職員等は、学園の業務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明が合った場合において、その実施に当たって、過重な負担を伴わないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- 2 教職員等は、前項の過重な負担に該当するか否かについては、事案ごとに、社会的障壁の除去に伴う学園の業務への影響の程度、社会的障壁の除去の実現可能性の程度等を考慮し、総合的に判断するものとする。

- 3 第1項の合理的配慮をする際に留意すべき事項は、対応指針（別紙1）のとおりとする。
- 4 教職員等は、第1項の合理的配慮ができない場合は、当該取り扱いの対象となる障害者に対してその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 5 教職員等は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合であっても、障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であると認められる場合は、適切な合理的配慮をするように努めなければならない。

（最高統括責任者）

第6条 学園に、障害者差別解消の推進について、学園を統括し、最終責任を負う者として最高統括責任者を置き、理事長をもって充てる。

（統括責任者）

第7条 学園に、障害者差別解消の推進について最高統括責任者を補佐する者として統括責任者を置き、経営企画担当の理事をもって充てる。

- 2 各学校に、障害者差別解消の推進に必要な措置を講じ、責任を有する者として統括責任者を置き、福井工業大学は学長、福井工業大学附属福井高等学校及び福井工業大学附属福井中学校は校長をもって充てる。

（監督者）

第8条 教職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、監督する教職員等に対して、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する指導又は注意喚起を行うものとする。

- 2 監督者として、福井工業大学は学部長、福井工業大学附属福井高等学校及び附属福井中学校は教頭、法人本部は経営企画部長、大学事務局は事務局長をもって充てる。
- 3 監督者は、不当な差別的取り扱いその他障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、速やかに各学校の統括責任者の指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談等）

第9条 障害者その他の関係者は、学園の業務における不当な差別的取り扱いその他障害を理由とする差別に関して、相談又は苦情を申し出ることができる。

- 2 前項の相談又は苦情の相談窓口を、障害者（全般）に関する相談窓口は、法人本部経営企画部経営企画課、学生等に関する相談窓口は、大学事務局学務課及び中高事務課とする。
- 3 前項の相談又は苦情の申し出を受けた者は、当該業部を実施する部署の監督者に報告し、監督者は、当該相談又は苦情の申し出に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 4 前項の場合において、監督者は、必要に応じてハラスメント防止対策委員会に協力を求めることができる。

（紛争の防止のための体制の整備）

第10条 障害を理由とする差別（正当な理由のない不当な差別的取り扱い、合理的配慮の不提供等）に関する紛争の防止又は解決を図るための委員会は、ハラスメント防止対策委員会とする。

（研修）

第11条 統括責任者は、教職員等に対し、障害を理由とする差別に関する理解を深め、障害者差別解消の推進を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

- 1 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- 2 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務、役割について理解させるための研修

3 その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するための継続的な研修の実施と必要なマニュアル等による意識の啓発

（懲戒処分等）

第12条 教職員が、障害者に対して不当な差別的取り扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、学校法人金井学園倫理綱領第2条第1号ないし第5号、または学校法人金井学園職員服務規程第2条に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当し、学校法人金井学園職員懲戒規程第12条から第14条により、懲戒処分等に付されることがある。

（事務）

第13条 この規程に関する事務は、法人本部経営企画部経営企画課、大学事務局学務課及び中高事務課が担当する。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、理事長の決裁を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する（起案番号第1477号）。